



日本共産党 北区議会議員

野口まさと 区政レポート
のぐち将人

No.14 2016.11.8

発行：日本共産党北区議員団

〒114-8508 王子本町1-15-22

info@noguchi-masato.com

ご相談はお気軽に 070-5658-0603

補助73号線の問題点

商店街寸断、250軒が立退きに

優先整備路線と特定整備路線

東京都が行う道路の整備には大きく2種類があります。

ひとつは「優先整備路線」で、これは東京

都が10年に一度、先

10年程度を見通して主に交通網インフラ整

備を目的として、事業を進めるものです。区

政レポート13号で取

り上げた補助85号線

(区役所通り)や、現

在整備が進められてい

る補助83号線(旧岩

槻街道)がこれにあた

ります。

これは別に、「特

定整備路線」があり、

これは道路網の整備が

主目的ではありません。

補助73号線はこれに補助73号線はこれに該当します。

補助73号線は

では何のために道路

を作るのか?「震災時

に甚大な被害が想定さ

れる地域の中で延焼遮断帯等、防災性を向上する主要な都市計画道路を特定整備路線とします。東京都は説明しています。

仲通り・富士見商店街が分断

この計画の一番の問

題は、現在ある道路を拡幅するのではなく、

住宅地や商店街を潰し

て新たに道路を作る計

画となっていることです。このため約250

軒が立ち退き対象とな

るほか、十条仲商店街

が東西に分断され、

十条富士見銀座商店街

環七寄りが、道路によ

り潰されることも明ら

かになっています。

下図をご覧ください。中央にある灰色で示している部分は西口再開発事業で、現時点では立っていません。図の赤線が途中で切れているのはそのためです。

仮に環七(図左側)から73号線に入つても、十条駅手前で行き止まりになる、

そういう道路計画なのです。

これが、補助73号線は出口のない道路といわれる理由です。

また、帝京大学入口交差点から、中十条三丁目交差点を結ぶ十条四間道路

から、中十条三丁目交差点を結ぶ十条四間道路

から、中十条三丁目交差点を結ぶ十条四間道路

から、中十条三丁目交差点を結ぶ十条四間道路

から、中十条三丁目交差点を結ぶ十条四間道路

から、中十条三丁目交差点を結ぶ十条四間道路

から、中十条三丁目交差点を結ぶ十条四間道路

人気の十条地域
土地取引価格も
高くなる傾向に

十条駅は、埼京線で

池袋駅まで6分、新宿駅まで11分と交通の利便性に優れ、地元不

動産業の方に話を聞くと、世田谷区と変わらない価格で土地取引が



行われることも珍しくないとのことです。

一般的には土地取引

の実勢価格は、公示地

価の1.2倍程度とさ

れていますが、十条地

域は、「公示地価の1.

5倍ぐらいが基準にな

るんじゃないかな」

(十条地域の別の不動

産業者)とのお話もお

伺いします。実際家政

大学付近の分譲住宅の

チラシによると、土地

部分は、公示地価の1.

7倍程度の価格となっ

ていました。

出来ない補償

憲法29条3項は「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」としています。

は、地権者が十条で生活再建を行うことは難しいことになります。

いずれにしろ土地を売ることは公示地価の1.5倍ということです。買うときは公示地価を大きく下回る価格提示がされる場所も多くあります。

一方補助73号線は木密地域にあるため、私道部分など、公示地価の1.1~1.2倍程度の提示が行われているようです。

す。

公共事業が行われる

場合は、憲法に従い正

当な補償が行われなけ

ればなりませんが、た

とえば、現在買収が進

められている補助83

号線、旧岩槻街道拡幅

事業での東京都による

用地補償は、公示地価

の1.1~1.2倍程

度の提示が行われてい

土地の価格の調べ方

左の図は国税庁ホームページで公開されている十条駅付近の路線価図です。
(http://www.rosenka.nta.go.jp/main_h28/index.htmより調べられます)

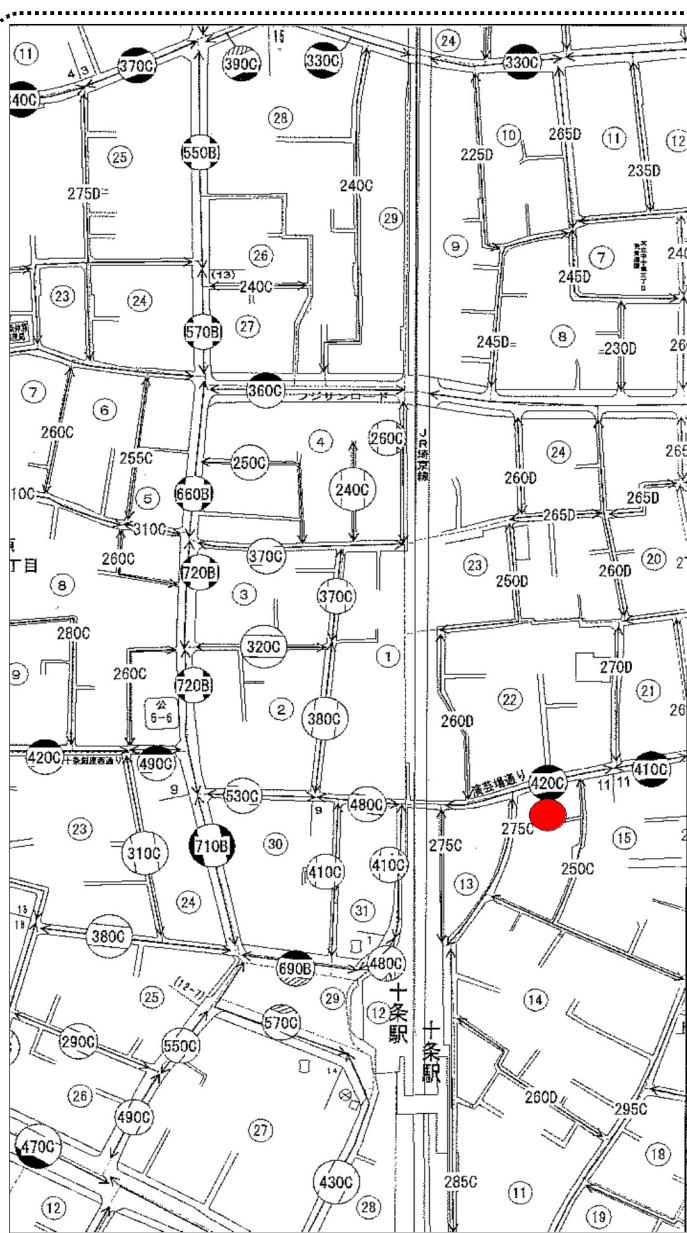
たとえば私の事務所、赤丸の部分は【420C】の通りに面していますので、1m²あたりの路線価は420千円=42万円となります。

これを1.25倍するとおおよその「公示地価」が求められ、更に公示地価の1.2倍程度が一般的な土地取引の「実勢価格」となります。

(本文で示したとおり、十条地域の実勢価格は、公示地価の1.2倍よりも高いようです)

- ①路線価 : 42万円/m²
- ②公示地価 : 52.5万円/m² (①×1.25)
- ③一般的な実勢価格 : 63万/m² (②×1.2)
- ④1坪=3.3m²なので③×3.3=207.9万円/坪

なお借地の場合は、最後のアルファベットが地主と借地権者の権利割合を表していて、上記の420Cであれば、借地権者70%、地主30%の割合で補償を受けることになります。



記号	借地権割合
A	90%
B	80%
C	70%
D	60%
E	50%
F	40%
G	30%